

第12期支部労働学校

8月25～26日、大阪南港・ホテルフクラシア大阪ベイで第12期支部労働学校が開催されました。参加者は執行部14名、講師3名を含め、合計42名でした。

次代の支部を担うため

執行部 吉本 賢一

2年ぶりの労働学校を開催する実行委員になり、企画し、内容を決めた経緯などを書かせていただきます。

一昨年までは「労働学校」として、学習を中心にしていたが、昨年は「組織強化討論集会」に変えました。しかし、学習会を希望するアンケート意見が予想以上に多くあり、今年は2年ぶりに支部労働学校としての開催を決めました。

従来は、芦屋山荘開催で、ほぼ固定した分会・組合員の集まりとなり、マンネリ化も指摘されていたため、今回は分会代表者1名（定員に満たないときは2名）、将来的に分会や支部を

担う人材の裾野を広げるためにも、数多くの分会に参加してもらおうと人数制限しました。

講義内容や講師についても、5月中旬から5回の実行委員会を重ねました。私にとっても初めての経験で、講師依頼書作成や講義内容、交通手段、講師料



などについて、直接、講師を訪ねるなどしました。

辻元清美立憲民主党衆議院議員については、私が選挙応援を通じ10年以上携わった経緯があ

り、一度は講演をお願いしたいと思っていました。講義では、国会でのモリカケ問題や働き方改革関連法審議における与野党の攻防、マスコミには出ない裏話もしていただき、参加者から普段聞けない話で良かったとの声も聞かれました。

全体で3本の講義には、関連性があり、参加者の身近な問題や今後職場に生かす課題として提起出来たのではないかと思います。

アンケートも、概ね評価いただきましたが、中には「宿泊してまでやるべきなのか」「執行部はどこを目指しているのか」などの意見もありました。

参加者全員の希望に添うことは、実際問題として不可能ですが、今後も支部全体の発展につながるよう企画、立案を努力します。

大衆路線で大資本との闘いを！

執行部 田村 吉雄

私は、松本中央執行委員長の「全港湾の運動、直面している課題、組織拡大と労働運動再生」についての講義の感想を述べます。

まず、運動方針は「運動の基調」の内容が全てであり、全港湾の取り組みの基本が理解できるので、全員がしっかりと読破するようにとのことでした。

松本委員長はまた、「国民の現状は政治に無関心、無気力状態である中、労働組合は政治を変える運動にしっかり取り組む必要がある。国会議員候補者を見定めるには、自らが政治に関心をもち、政党、候補者の情報収集を行ない、推薦する候補者を組合員にしっかり説明、説得しなければならない。今の世の中

でいいのかという発想を常に持たなければいけない。中央本部も今後は港湾、運輸業界の事を一緒に考えていく議員との懇談会を定期的におこ



なって、政策行動をやっていきたい」と話されました。

組織拡大の重要性については「全港湾は大衆路線なので、組合員の率直な声を聴く姿勢を絶対に忘れては

いけない。第一義的には大資本、権力との闘いであり、しっかり相手を見定めて闘う必要があり、外に向けた闘いはひとりとも力を抜いてはならない」と強調されました。

最後に「運動の中なかでは、失敗も貴重な経験であり、新しい発想で皆で団結して楽しくやっていく、民主的に運動すること、組織拡大に集中していくことが大事である」と話されました。

今回の講義で、あらためて、仲間をより深く知ることの大切さや、幹部は仲間の自発性を尊重し、意見を押しつぶすことのないよう、寄り添うという姿勢が非常に大切だと感じました。

今後は、仲間を大事にし、大衆路線を忘れずに、自らが責任を持つべきことを、無意識であっても組合員のせいにしてしまわずに、大衆を啓蒙していけるような活動を目指していこうと強く決意しました。

本当は「働かせ方改革」

執行部 横山 貴安基

2日目の第3講義として、大阪労働者弁護団事務局長の藤原航（わたる）弁護士さんから「労働契約法20条」問題を聴きました。

労契法20条は、有期労働者と正規労働者の労働条件に相違がある場合には、「①職務の内容、②職務の内容と配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して不合理であってはならない」というものです。実際の裁判において、2018年6月1日に最高裁判決が出されたのが、「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」です。

「ハマキョウレックス事件」とは、正規労働者には皆勤手当以下5種類の手当が支給されていたにもかかわらず、有期労働

者には支給されていなかったことが「不合理である」と、最高裁判決で8割方認められました。「長澤運輸事件」では、嘱託者について、「精勤手当」、「超勤手当」のみが認められる



にとどまりました。

2つの裁判が明暗を分けた理由のひとつに、③「その他の事情」として労働条件の相違は広く認めるが、嘱託労働者は正規労働者の8割の賃金をもらって

いた事案であり、それよりも低く切り下げられる事案では別というものでした。

「働き方改革」については、表向きは良いものに聞こえるかもしれないが、労働基準法の労働時間・休憩・休日・深夜労働についての規制を除外する制度であり、労働者の立場からすれば「過労死推進法」「残業代不払い法」「定額働かせ放題法」である。まさしく「働かせ方改革」といわざるを得ません。

今回の「働き方改革関連法」の行きつく先は、長時間労働の助長はもちろん、解雇の金銭解決までもが視野に入る事から、断じて受け入れることをは許されない内容である。

これからも私たち全港湾は、この揺れ動く情勢に対し、こういった学習を通じて敏感に感じ、柔軟かつ俊敏に対応し、労働者の雇用と労働条件を守っていかなければなりません。

参加者の声

みっちり学習！

中井商店分会 竹山 保彦

大阪支部労働学校に2日間、参加しました。

第1講義である辻元清美立憲民主党衆議院議員は、20歳で大学入学のため上京し、「平和運動をする中で全港湾を知りました。それから22年になりました。」と全港湾との出会いを話しました。そのあと、森友問題に触れ、「国有地評価額は9億5600万円でしたが、近畿財務局が出した払い下げ価格は約8億円引きの1億3400万円ですよ」と声をあられる場面もあり、「私たちはこれからも森友・加計問題を追及する」と力を込めました。加計学園については、これからも毎年10億の税金が使われると聞いて、今までは自分にあまり関係もない事と安易な考えを持っていましたが、もっと政治にも感心を持たなければならないと感じました。

第2講義は松本中央執行委員長。「全港湾の運動（基調から

運動方針を読み取る）、大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組織強化拡大を勝ち取る」など、組合づくりの教訓、全港湾東北地本当時の組織拡大の経験を語られました。



失敗を恐れず、失敗は教訓としてオルグに生かした事例は、とても参考になりました。

2日目の第3講義は、藤原弁護士さんから「労働契約法20条に関する裁判について、有期労働者の労働条件が正規労働者の労働条件と相違（格差）がある場合は職務の内容、職務の内容

と配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して不合理であってはならない。」ことについての判例と意味内容の講義が行われました。

中井商店の分会員にも該当者が在籍しており、今後も増える可能性があるため、職場集会を開催して討論したいと思います。さらに「働き方改革関連法案」の中の「高度プロフェッショナル制度」、「長時間労働規制」、「同一労働同一賃金」の3つが特に重要として、内容説明がありました。

同一労働同一賃金や長時間労働の「規制」、高度プロフェッショナル制度や裁量労働制の拡大など、一見、労働者に有利に思える内容も、実は独占資本家有利なのです。

まさに安保関連法、共謀法の際と同じやり方ではないのか？日本の労働者はどうなるのか？と、不安を覚えました。

2日間、支部労働学校に始めて参加して、大変勉強になりましたし、交流会でも他の分会の方たちともいろいろな話もでき、次回も参加したいと思います。